

昭和三十一年厚生省令第三十八号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則

重度精神薄弱児扶養手当法（昭和三十一年法律第百三十四号）第二十三条及び第二十八条の規定に基づき、重度精神薄弱児扶養手当法施行規則を次のように定める。

目次

第二章 認定の請求及び届出等（第一条―第十五条）

第二章 認定及び支給等（第十六条―第二十六条の二）

第三章 雑則（第二十七条―第三十二条）

附則

第一章 認定の請求及び届出等

（認定の請求）

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第百三十四号。以下「法」という。）第五条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十条第二項、第十五条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

一 受給資格者及びその者が監護し又は養育する法第三条に定める要件に該当する障害児（以下「支給対象障害児」という。）の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯の全員の住民票の写し

二 支給対象障害児が法第二条第一項に規定する状態にあることに関する医師又は歯科医師の診断書及び当該状態が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真

三 受給資格者が父（母が支給対象障害児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）又は母である場合において、母又は父も支給対象障害児を監護するときは、その父又は母が法第三条第二項に規定する者であることを明らかにすることができる書類

四 受給資格者が父又は母である場合において、支給対象障害児と同居しないでこれを監護するときは、その事実を明らかにすることができる書類

五 受給資格者が養育者である場合には、支給対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本並びに受給資格者が支給対象障害児を養育することを明らかにすることができる書類

六 受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等

イ 所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号。以下「令」という。）第四条及び第五条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに法第六条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が七十歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）

ロ 受給資格者が令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類

(1) 当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

(2) 当該控除対象扶養親族が法第七条又は第八条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

二 受給資格者が前年の十二月三十一日においてその者の法第六条に規定する扶養親族等でない児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する児童の生計を維持したときは、次に掲げる書類等

(1) 当該児童の数及び受給資格者が前年の十二月三十一日において当該児童の生計を維持したことを明らかにすることができる書類

(2) 当該児童（前年の十二月三十一日において十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）が同日において児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）別表第一に定める程度の障害の状態にあつた場合には、児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第一条第七号に掲げる書類等

ホ 受給資格者が法第九条第一項の規定に該当するときは、特別児童扶養手当被災状況書（様式第三号）

七 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がある受給資格者又は法第七条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第八条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額並びに法第七条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）

ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ 当該配偶者又は当該扶養義務者が法第九条第一項の規定に該当するときは、特別児童扶養手当被災状況書

（手当額の改定の請求及び届出）

第二条 法第十六条において準用する児童扶養手当法第八条第一項の規定による手当の額の改定の請求は、特別児童扶養手当額改定請求書（様式第四号）に、新たな支給対象障害児があるに至つた場合にあつては、当該支給対象障害児に係る第一号から第三号までに掲げる書類等を、支給対象障害児の障害の程度が増進した場合にあつては、第二号に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

一 戸籍の謄本又は抄本及び当該障害児の属する世帯の全員の住民票の写し

二 前条第二号に掲げる書類等

三 前条第三号から第五号までに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

第三条 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、法第十六条において準用する児童扶養手当法第八条第三項の規定による手当の額の改定を行ふべき事由が生じたときは、速やかに、特別児童扶養手当額改定届（様式第五号）を都道府県知事に提出しなければならない。

（所得状況の届出）

第四条 受給者は、特別児童扶養手当所得状況届（様式第六号）に第一条第六号及び第七号に掲げる書類等を添えて、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、これを都道府県知事に提出しなければならない。ただし、特別児童扶養手当認定請求書に前年の所得状況が既に記載されているときは、この限りでない。

（氏名変更の届出）

第五条 受給者は、氏名を変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に戸籍の抄本を添えて、十四日以内に、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(1) 当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

一 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

二 変更前及び変更後の氏名

三 特別児童扶養手当証書の記号番号

（住所変更の届出）

第六条 受給者は、住所を変更したときは、十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 個人番号

二 変更前及び変更後の住所

三 特別児童扶養手当証書の記号番号

（支払方法変更の届出）

第七条 受給者は、支払方法を変更しようとするとき（現に公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」という。）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）を利用して口座登録法第四条第一項又は第五条第二項の規定により当該公金受取口座を変更したときを含む。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第十六条に規定する審査を行う市町村は、現に公金受取口座を利用している受給者について、口座登録法第五条第一項第二号に規定する公的給付支給等口座情報により、当該届書に関する事項を確認することができるときは、当該届書を省略することができる。）

一 個人番号

二 変更前及び変更後の支払方法

三 特別児童扶養手当証書の記号番号

第八条 削除

（証書の再交付の申請）

第九条 受給者は、特別児童扶養手当証書を破り、又は汚したときは、特別児童扶養手当証書の再交付を都道府県知事に申請することができる。

2 前項の申請をするには、個人番号及び特別児童扶養手当証書の記号番号を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。この場合においては、破り、又は汚した特別児童扶養手当証書を申請書に添えなければならない。

（証書の亡失の届出等）

第十条 受給者は、特別児童扶養手当証書を失ったときは、直ちに、特別児童扶養手当証書亡失届（様式第八号）を都道府県知事に提出しなければならない。

2 受給者は、前項の届出をした後、失った特別児童扶養手当証書を発見したときは、速やかに、住所地の市町村長を経由して（当該受給者が指定都市の区域内に住所を有するときは、直接、これを都道府県知事に返納しなければならない。）

（受給資格喪失の届出）

第十一条 受給者は、法第三条に定める支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、特別児童扶養手当資格喪失届（様式第九号）を都道府県知事に提出しなければならない。

（死亡の届出）

第十二条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、その死亡を証する書類を添えて、十四日以内に、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名

二 死亡した年月日

三 特別児童扶養手当証書の記号番号

（届書等の記載事項）

第十二条の二 第五条から第九条まで及び前条の届書又は申請書には、届出人又は申請者の氏名及び住所並びに届出又は申請の年月日を記載しなければならない。

（準用）

第十二条の三 第三条から前条まで及び第十五条の規定は、受給資格の認定を受けた者であつて法

第六条から第八条までの規定により特別児童扶養手当の支給を受けていないもの（以下「支給停止者」という。）について準用する。この場合において、第四条中「特別児童扶養手当認定請求書に前年の所得状況が既に記載されているとき」とあるのは「特別児童扶養手当認定請求書に前年の所得状況が既に記載されているとき、又は法第六条から第八条までの規定によりその年の七月まで手当が支給されていない場合であつて当該支給停止の事由がなお継続するとき」と読み替えるものとする。

（未支払の手当の請求）

第十三条 法第十三条に規定する未支払の手当を受けようとする者は、未支払特別児童扶養手当請求書（様式第十号）を都道府県知事に提出しなければならない。

（証書の添附）

第十四条 第二条から第七条まで、第十一条及び第十二条並びに第十二条の三において準用する第三条から第七条まで、第十一条及び第十二条の規定によつて請求書又は届書を都道府県知事に提出する場合においては、その請求書又は届書に、特別児童扶養手当証書を添えなければならない。ただし、支給停止者が既に特別児童扶養手当証書を都道府県知事に提出している場合又は特別児童扶養手当証書の交付を受けていない場合にあつては、この限りでない。

（市町村長の経由）

第十五条 この章の規定によつて請求書、届書又は申請書を都道府県知事に提出する場合においては、当該受給資格者又は受給者の住所地の市町村長を経由しなければならない。

第二章 認定及び支給等

（認定の請求書及び届書の受理及び提出）

第十六条 市町村長は、前条の規定により市町村長を経由して都道府県知事に提出しなければならないこととされている請求書、届書又は申請書を受理したときは、請求書、届書又は申請書の所定事項について必要な審査を行い、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、提出された届書が同一都道府県の区域内における住所又は支払方法の変更に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、市町村長は、これらの届書に添えて提出された特別児童扶養手当証書の所定欄に住所又は支払方法の変更に関する所要事項を記載し、かつ、当該証書を受給者に返付した旨の報告をもつて同項の提出に代えるものとする。

3 第一項の場合において、提出された届書が氏名の変更又は住所若しくは支払方法の変更（同一都道府県の区域内における住所又は支払方法の変更を除く。）に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、市町村長は、これらの届書に記載された事項を記載した書類を送付することによつて同項の提出に代えることができる。この場合において、提出された届書に特別児童扶養手当証書が添付されているときは、特別児童扶養手当証書を添えなければならない。

（認定の通知等）

第十七条 都道府県知事は、認定の請求があつた場合において、受給資格の認定をしたときは、特別児童扶養手当認定通知書（様式第十一号）及び特別児童扶養手当証書を当該受給資格者に交付しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の場合において、法第六条から第八条までの規定により手当を支給しないときは、特別児童扶養手当支給停止通知書（様式第十一号の二）を当該支給停止者に交付しなければならない。この場合において、前項の規定にかかわらず、特別児童扶養手当証書を当該支給停止者に交付しないことができる。

（認定請求の却下通知）

第十八条 都道府県知事は、認定の請求があつた場合において、受給資格がないと認めたときは、特別児童扶養手当認定請求却下通知書（様式第十二号）を請求者に交付しなければならない。

（手当額の改定の通知等）

第十九条 都道府県知事は、手当の額を改定したときは、特別児童扶養手当額改定通知書（様式第十三号）を受給者に交付しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通知をする場合において、第十四条の規定によつて特別児童扶養手当証書が提出されているときは、当該特別児童扶養手当証書に当該改定に関する所要事項を記載し、又は新たに特別児童扶養手当証書を作成し、これを受給者に返付し、又は交付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の通知をする場合において、特別児童扶養手当証書が提出されていないときは、受給者に対して、特別児童扶養手当証書の提出を命じなければならない。

4 第二項の規定は、前項の命令によつて特別児童扶養手当証書が提出された場合に準用する。

5 第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定により新たな特別児童扶養手当証書が交付されたときは、従前の特別児童扶養手当証書は、その効力を失うものとする。

6 都道府県知事は、手当の額の改定の請求があつた場合において、改定すべき事由がないと認めるときは、特別児童扶養手当額改定請求却下通知書（様式第十四号）を受給者に交付しなければならない。

（証書の訂正）

第二十条 都道府県知事は、氏名の変更の届書、住所若しくは支払方法の変更の届書（第十六条第二項に係る届書並びに他の都道府県の区域からの住所及び支払方法の変更に係る届書を除く。）又は同条第三項の書類を受理したときは、これらの届書又は書類に添えて提出された特別児童扶養手当証書の当該事項を訂正して、これを受給者に返付しなければならない。

2 前項の規定は、市町村長が住所又は支払方法の変更の届書（第十六条第二項に係る届書に限る。）を受理した場合に準用する。

（証書の再交付等）

第二十一条 都道府県知事は、特別児童扶養手当証書の再交付の申請書若しくは特別児童扶養手当証書亡失届又は他の都道府県の区域からの住所及び支払方法の変更に係る届書（第十六条第三項の書類を含む。）を受理したときは、新たに特別児童扶養手当証書を作成し、これを受給者に交付しなければならない。

2 第十九条第五項の規定は、前項の規定により新たな特別児童扶養手当証書が交付された場合に準用する。

（証書の更新、支給停止の通知等）

第二十二条 都道府県知事は、第四条（第十二条の三において準用する場合を含む。）の規定により提出された特別児童扶養手当所得状況届を受理した場合において、法第六条から第八条までの規定に該当しないと認めるときは、当該届書に添えて提出された特別児童扶養手当証書に所要事項を記載し、又は新たに特別児童扶養手当証書を作成し、これを当該受給者に返付し、又は交付しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の届書を受理した場合において、法第六条から第八条までの規定により手当を支給しないときは、特別児童扶養手当支給停止通知書を当該支給停止者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の通知をする場合において、特別児童扶養手当証書が提出されていないときは、当該支給停止者に対して、特別児童扶養手当証書の提出を命ずることができる。

（未支払の手当の支払通知）

第二十三条 都道府県知事は、未支払特別児童扶養手当請求書を受理したときは、特別児童扶養手当支払通知書を作成し、これを請求者に交付しなければならない。

（受給資格喪失の通知）

第二十四条 都道府県知事は、受給者の受給資格が消滅したときは、特別児童扶養手当資格喪失通知書（様式第十五号）をその者（その者が死亡した場合には、戸籍法の規定による死亡の届出義務者とする。）に交付しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通知をする場合において、特別児童扶養手当証書が提出されていないときは、同項に定める者に対して、特別児童扶養手当証書の提出を命じなければならない。（経過）

第二十五条 都道府県知事は、この章の規定によつて、通知書を交付し、特別児童扶養手当証書を交付し、若しくは返付し、又は特別児童扶養手当証書の提出を命ずるときは、当該受給者の住所地の市町村長を経由しなければならない。

（証書の交付等の停止）

第二十六条 市町村長は、前条の規定によつて当該受給者に対して特別児童扶養手当証書を交付し、又は返付する場合において、受給資格が消滅していることが明らかに認められるときは、特別児童扶養手当証書の交付又は返付を停止し、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

（準用）

第二十六条の二 第十六条、第十九条から第二十一条まで及び第二十四条から前条までの規定は、支給停止者に関する請求書、届書、申請書、通知書及び特別児童扶養手当証書について準用する。

第三章 雑則

（口頭による請求）

第二十七条 市町村長は、第一章に規定する請求書、届書又は申請書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、当該請求者、届出者又は申請者の口頭による陳述を当該職員に聴取せうとえて、必要な措置をとることによつて、同章に規定する請求書、届書又は申請書を受理にかえることができる。

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書、届書又は申請書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせたうえで、陳述者とともに氏名を記載しなければならない。

（添附書類の省略等）

第二十八条 都道府県知事は、法第二条第一項に規定する障害児又は児童扶養手当法施行令別表第一に定める程度の障害の状態にある児童について、既に当該障害児又は当該児童の状態に関する診断書又はエックス線直接撮影写真（以下「診断書等」という。）の提出を受けたことがある場合において、当該障害児又は当該児童の状態が固定している等の事情により当該状態に関する診断書等を添える必要がないと認めるときは、第一章の規定により請求書又は届書に添えなければならない当該状態に関する診断書等を省略させることができる。

2 都道府県知事は、第一条の特別児童扶養手当認定請求書及び第四条（第十二条の三において準用する場合を含む。）の特別児童扶養手当所得状況届に添えるべき第一条第六号イ及びロ並びに第七号イ及びロに規定する市町村長の証明書を当該受給資格者又は受給者若しくは支給停止者の住所地の市町村長から受けるべきときは、これを添えることを要しないものとする。この場合で、また、指定都市の市長は、市町村長証明書を添えることを省略させることができる。この場合において、市町村長は、証明すべき事実につき課税台帳その他の公簿によつて審査した旨を当該届書に記載しなければならない。

3 都道府県知事は、非常災害に際して特に必要があると認めるときは、第一章の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類等を省略させ、又はこれにかわるべき他の書類等を添えて提出させることができる。

4 第一章の規定により請求書又は届書に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し、身分関係若しくは生計関係を明らかにすることができる書類又は診断書等を添えて提出しなければならない場合において、一通又は二通以上の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し、身分関係若しくは生計関係を明らかにすることができる書類又は診断書等を添えることにより当該関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類等を、当該請求書又は届書に添えることをもつて足りるものとする。

- 5 都道府県知事は、第一章の規定により請求書又は届書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿によつて確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。
(經由の省略)
- 第二十九条 都道府県知事は、特別の事情があると認めるときは、第十五条(第十二条の三において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第一章に規定する請求書、届書又は申請書を市町村長を経由しないで提出させることができる。特別児童扶養手当証書の經由についても同様とする。
- 2 都道府県知事は、特別の事情があると認めるときは、第二十五条(第二十六条の二において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、前章に規定する通知書を市町村長を経由しないで交付することができる。特別児童扶養手当証書の經由についても、同様とする。
(督促状)
- 第三十条 法第十六条において準用する児童扶養手当法第二十三条第二項において準用する国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十六条第二項の規定によつて発する督促状は、様式第十六号による。
- 第三十一条 法第三十六条第三項の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証明書は、様式第十七号による。
- 第三十二条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する手続その他必要な事項については、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)の定めるところによる。
- 附 則
この省令は、昭和三十九年九月一日から施行する。ただし、法附則第二項の規定によつてなされる手続に関しては、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四〇年五月三十一日厚生省令第二十六号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定中同条第二項第二号イの改正に係る部分並びに様式第三号の改正規定(同様式注意の11のイ及びロ中「20万円」を「22万円」に改める部分を除く。)は、昭和四十年八月一日から施行する。
- 附 則 (昭和四一年八月一日厚生省令第二十九号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第三号の改正規定中注意の5及び10のロの(ホ)の改正に係る部分は、昭和四十一年十二月一日から施行する。
- 附 則 (昭和四二年八月三十一日厚生省令第三十二号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四二年十一月一日厚生省令第四十八号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四二年十二月二十五日厚生省令第五十八号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四三年七月四日厚生省令第二十八号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四四年七月一日厚生省令第一七号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四四年八月二十五日厚生省令第二十六号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四四年十二月一日厚生省令第三十九号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四五年六月十七日厚生省令第三十一号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

- 附 則 (昭和四七年九月一六日厚生省令第四十九号)
この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和四八年九月二八日厚生省令第三十八号) 抄
この省令は、昭和四十八年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和四九年六月二〇日厚生省令第二十二号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四九年六月二二日厚生省令第二十二号)
この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定及び児童手当法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第八十九号。以下「改正法」という。)附則第四条第二項の規定によつてなされる手続に関しては、公布の日から施行する。
- 2 改正法附則第四条第二項の規定によりなされる手続に係る手当認定請求書及びこれに添えるべき診断書等については、なお、従前の例によることができる。
- 附 則 (昭和五〇年八月二三日厚生省令第三十三号)
この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五一年一〇月一日厚生省令第四十六号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五二年一〇月一日厚生省令第四十四号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五三年四月一日厚生省令第一六号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五三年五月二七日厚生省令第三十四号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。
- 3 昭和五十三年四月期渡分の特別児童扶養手当の支払を受けることができる者(既に支払を受けている者を含む。)であつて、同年八月期渡分の特別児童扶養手当の支払を受けることができるもの(同年六月又は七月に受給資格を喪失する者を除く。)に対する改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第四条の適用については、昭和五十三年六月一日から同年九月十日までの間は、同条中「毎年八月十一日から九月十日」とあるのは、「昭和五十三年六月一日から同年三十日」と、様式第六号(表面)の⑩の欄中「8月1日」とあるのは「6月1日」と、同様式(裏面)の注意の1中「毎年8月11日から9月10日までの間」とあるのは「昭和53年6月中」とする。
- 附 則 (昭和五六年七月三〇日厚生省令第五十六号)
この省令は、昭和五十六年八月一日から施行する。
- 1 昭和五十四年以前の年の所得に係る児童扶養手当現況届及び特別児童扶養手当所得状況届並びにこれらに添えるべき証明書については、なお従前の例による。
- 2 附 則 (昭和五六年二月一九日厚生省令第六十九号)
この省令は、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律(昭和五十六年法律第八十六号)の施行の日から施行する。
- 附 則 (昭和五七年六月九日厚生省令第二十六号)
この省令は、昭和五十七年七月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五七年八月一四日厚生省令第三十五号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五七年八月三十一日厚生省令第四〇号)
この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六〇年二月二八日厚生省令第四十九号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六一年三月二九日厚生省令第一七号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和六十三年五月三十一日厚生省令第三十九号） 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和六十三年七月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 第一条、第二条及び第四条の規定の施行の際現にあるこれらの規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(所得の額の計算方法に関する特例)

4 昭和六十三年八月一日前における児童扶養手当法施行規則第一条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第一条並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第二条及び第十五条の規定の適用については、これらの規定中「計算した所得の額」とあるのは「計算した所得の額と昭和六十三年度分の道府県民税（都が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）に係る同法附則第三十三条の四第一項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額とを合算した額」と、「第三号までの規定に該当するとき」とあるのは「第三号までの規定に該当するとき又は昭和六十三年度分の道府県民税につき地方税法第三十四条第一項第十号の二に規定する控除を受けたとき」とする。

附 則（平成元年三月二十四日厚生省令第一〇号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適當でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成二年七月二〇日厚生省令第四二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 第一条及び第二条の規定の施行の際現にあるこれらの規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成五年六月一六日厚生省令第二十八号） 抄

1 この省令は、平成五年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中老齢福祉年金支給規則様式第二号（裏面）の改正規定（「156万4千円」を「158万4千円」に改める部分を除く）、第二条（前号に掲げるものを除く）、第三条、第四条及び附則第三項から第七項までの規定、平成六年四月一日

6 平成六年七月以前の月分の特別児童扶養手当の支給資格及びその額についての認定の請求について第四十六条による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則様式第一号（裏面）の規定が適用される場合においては、同令様式第一号（裏面）中「7（21）」の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とあるのは、「7（21）」の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。なお、みなし法人課税を選択している場合は、その旨を申し出てください。」とする。

7 第三条及び第四条の規定の施行の際、現にあるこれらの規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成六年七月二七日厚生省令第四八号） 抄

1 この省令は、平成六年八月一日から施行する。

3 第一条、第三条及び第四条の規定の施行の際現にあるこれらの規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成七年三月三〇日厚生省令第二号）

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条中様式第一号（表面）の改正規定、同様式（裏面）の改正規定中注意の1に係る部分、様式第八号の（表面）の改正規定、様式第十号の改正規定及び様式第十一号（表面）の改正規定並びに第四条の規定は平成七年四月三日から、第一条中児童扶養手当法施行規則第一条第七号二（2）の改正規定、様式第一号（裏面）の改正規定及び様式第六号（裏面）の改正規定並びに第二条中特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第一条第六号二（2）の改正規定は平成七年七月一日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二一年一月二一日厚生省令第一号）

(施行期日)
 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二一年三月八日厚生省令第一五号）

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二一年五月二八日厚生省令第六〇号） 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十一年七月一日から施行する。

(経過措置)
 3 第一条から第四条まで及び第六条の規定の施行の際現にあるこれらの規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第二七号） 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第二七号） 抄

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二十三年七月三十一日厚生労働省令第一七八号）
この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則（平成二十四年五月二十四日厚生労働省令第七〇号） 抄
（施行期日等）

1 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条、第五条及び附則第四項の規定 平成十四年八月一日

（経過措置）

4 第三条及び第五条の規定の施行の際現にあるこれらの規定による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二十四年八月五日厚生労働省令第一〇三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十五日厚生労働省令第四五号）
（施行期日）

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二十八年七月二十八日厚生労働省令第一四四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式により使用されている書類は、同条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二十九年九月二十五日厚生労働省令第二一二号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この省令の施行の際現にある第十三条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式により使用されている書類は、同条による改正後の同令の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある第十三条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二十四年六月二十九日厚生労働省令第九九号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 平成二十二年以前の年の所得に係る特別児童扶養手当認定請求書及び特別児童扶養手当所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による特別児童扶養手当認定請求書及び特別児童扶養手当所得状況届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二十七年三月三十一日厚生労働省令第五五号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年九月二十九日厚生労働省令第一五〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この省令の施行の際現に提出されている第二十二条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二十八年二月二十五日厚生労働省令第二五号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年五月二十三日厚生労働省令第一〇一号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成三十三年八月一日厚生労働省令第一〇一号）
（施行期日）

1 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二十八日厚生労働省令第二〇号） 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二二号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則様式第六号の改正規定 令和元年八月十二日

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年二月二八日厚生労働省令第二二二号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(児童扶養手当法施行規則、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 令和元年以前の年の所得に係る児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届、児童扶養手当現況届、特別児童扶養手当認定請求書、特別児童扶養手当所得状況届、障害児福祉手当認定請求書、障害児福祉手当所得状況届、特別障害者手当認定請求書及び特別障害者手当所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にある第二条から第四条までの規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、第二条から第四条までの規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年五月六日厚生労働省令第九四号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年九月八日厚生労働省令第二二六号）

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）において現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 施行日において現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和六年三月二六日厚生労働省令第五四号）

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

- | | |
|----|------------------------|
| 一 | 呼吸器系結核 |
| 二 | 肺えそ |
| 三 | 肺のうよう |
| 四 | けい肺（これに類似するじん肺症を含む。） |
| 五 | じん臓結核 |
| 六 | 胃かいよう |
| 七 | 胃がん |
| 八 | 十二指腸かいよう |
| 九 | 内臓下垂症 |
| 十 | 動脈りゆう |
| 十一 | 骨又は関節結核 |
| 十二 | 骨ずい炎 |
| 十三 | 骨又は関節損傷 |
| 十四 | その他認定又は診査に際し必要と認められるもの |

(表 面)

[illegible]

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきり書いてください。

(A列4番)

(裏 面)

注意

- ① ④の欄は、支払を受けるのに最も有利な金融機関を選んで、その正しい名称及び口座番号を記入してください。手当の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座（※）を利用する場合は、「□公金受取口座を利用します」のチェックボックスにチェックしてください。
- なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は不要です。
- （※）公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座である公金受取口座をいいます。
- ② ④及び⑤の欄は、それぞれ父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- ③ ④の欄は、支給対象障害児の障害による年金の受給について、該当する文字を○で囲んでください。
- なお、「障害による年金」とは、厚生年金保険の障害厚生年金又は障害年金、各種共済組合の障害共済年金又は障害年金、労働者災害補償保険の障害補償年金等をいいます。
- ④ ④の欄は、あなたと生計を同じしている（又はあなたが養育者である場合はあなたがたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- ⑤ ④の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
- なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
- （1） 請求者については、⑦に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、⑧に特定扶養親族の数を、⑨に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
- （2） 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- ⑥ ④の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- ⑦ ④の欄は、前年1月から6月までの間に請求をする人の場合には、前々年をいいます。⑦の所得については都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等がある場合には、給与所得及び公的年金等の合計額から10万円を控除した金額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- ⑧ ④の欄は、⑩、⑪及び⑫の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- ⑨ ④の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。
- 10 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
- （1） あなたと支給対象障害児の戸籍の謄本又は抄本とこれらの属する世帯全員の住民票の写し
- （2） 請求者が父又は母である場合であって、請求者以外の父又は母も支給対象障害児を監護しているときは、その請求者が主としてその障害児の生計を維持していること、又は主としてその障害児を介護していることを明らかにすることができる書類
- （3） 請求者が父又は母である場合であって、支給対象障害児と同居していないこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
- （4） 請求者が父母以外である場合は、支給対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその障害児を養育していることを明らかにすることができる書類
- （5） 支給対象障害児について医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真
呼吸器系統・肺・肺そうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいう・胃がん・十二指腸かいう・内臓下垂症・動脈系けいよう・骨又は関節結核・骨質けい・骨又は関節損傷
傷・その他
- （6） 本年1月2日以後いつ所に入られた方は、⑫から⑮までの欄に記入した事項について、前住所地の市区町村長の証明書
- 11 この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人にうかがってください。

様式第三号(第一条関係)

※※		(表面)																
第		号																
※経 由				※市区町村				令和 年 月 日				財産の種類		被災前の財産の概要とその価格		損害の程度とその金額		
市区町村名				受付年月日														
※市区町村				令和 年 月 日				令和 年 月 日										
提 出 第 号				再提出				令和 年 月 日										
特別児童扶養手当被災状況書																		
①提出者	氏名				証 書		第		号									
	個人番号				記号・番号													
	住所																	
②被災者	氏名				提出者との続柄								⑤保険金又は損害賠償金の受給状況		受けた 種類() 受けることができない 受けていない		金額	
	被災当時の住所又は居所				職業												円	
③災害	災害の種類																	
	被災年月日		令和 年 月 日															
④被災状況	財産の種類		被災前の財産の概要とその価格		損害の程度とその金額													
	住宅																	
	家財																	
	田畑																	
上記のとおり、被災状況を申し立てます。 令和 年 月 日 氏名 知事 殿 市長																		
※ 審 査 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 市区町村長																		

(B列4番)

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。
◎ 字は楷書^{かぎ}ではっきり書いて下さい。

(裏 面)

注意

- ①の欄の「証書記号・番号」は、まだ受給資格の認定を受けていない人は記入する必要はありません。
- ②の欄の「被災者」とは、手当を受けることができる人、その配偶者又は扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹など)で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財その他の財産(自分の所有するもののほか、所得税法に定める同一生計配偶者又は扶養親族の所有する財産を含みます。)について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人をいいます。
- ③の欄の「災害の種類」は、震災、水害、火災などの別のほか〇〇台風などのように、なるべくくわしく記入して下さい。
- ④の欄の記入については、次の事柄に留意して下さい。
 - 被災前の財産の概要とその価格
財産は、被災者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族の名義のものでなければなりません。また、財産は住宅、家財又は主たる生計のために使用している田畑、宅地、住宅でない建物その他の財産のうち、最も被害の大きかったものについてのみ記入すれば十分です。住宅について被害を受けたときは、当然家財に被害を受けますが、その場合には住宅についてのみ記入すればよく、その住宅が被災者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族の名義のものでないときは、家財について記入して下さい。
イ 「住宅」については、その規模、構造、延面積、価格等を記入して下さい。
(例 木造平家建 60 平方メートル約 50 万円)
ロ 「家財」については、家財の主な種類、名称、価格の総額等を記入するとともに、あわせて住宅の規模、構造、延面積などを記入して下さい。
ハ 「田畑」については、田、畑別及びその総面積、価格等を記入して下さい。
ニ 「宅地」については、その総面積、価格等を記入して下さい。
ホ 「住宅でない建物」については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称ごとの規模、構造、延面積、価格等を記入して下さい。
ヘ 「その他の財産」については、機械、器具、荷車、漁船、牛馬、水車等事業用の資産などの種類、名称、数量、価格等を記入して下さい。
 - 損害の程度とその価格
イ 損害の程度は、「住宅」及び「住宅でない建物」については、流失、全壊、半壊、土砂流入、軒下浸水、床上〇〇メートル浸水、全焼、半焼、一部焼失等のように記入して下さい。
「家財」については、その家財の存した住宅の被害の状況を記入して下さい。
「田畑」及び「宅地」については、流出、冠水、〇〇センチメートル土砂(泥土、砂礫)堆積等の別及びその被害面積を記入して下さい。
「その他の財産」については、財産の種類に応じて具体的に記入して下さい。
ロ 損害の金額は、時価〇〇万円のように記入して下さい。
- この被災状況書についてわからないところがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。

様式第四号(第二条関係)

(表 面)

※※第 号					
※経 由 市町村名		※市 区 町 村 受付年月日 令和 . .			
※市区町村 提 出 第 号		※市区町村 再 提 出 第 号			
特別児童扶養手当額改定請求書					
あ と な に つ い て	①(ふりがな) 氏 名			②証 書 の 記号・番号	第 号
	③住所			④個人番号	
障 害 児 の こ と に つ い て	⑤支給対象障害児の氏名 (生年月日)	〔平成 年 月 日生〕		〔平成 年 月 日生〕	
	⑥個人番号				
	⑦請求者との続柄 (同居・別居の別)				
	⑧父の氏名				
	⑨母の氏名				
	⑩障害による年金の受給状 況	支給されている } 種類 支給停止 } 申請中 } 支給されていない }		支給されている } 種類 支給停止 } 申請中 } 支給されていない }	
	⑪身体障害者手帳の番号及 び障害等級				
	⑫障害名				
関係書類を添えて、特別児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。 令和 年 月 日 氏 名 知事 殿 市長					
※※ 改定・却下	改定年月 年 月	対象障害児数 (1級) 人 (2級) 人	証 書	作成・改訂	令和 . . 第 号

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いてください。
(A列4番)

(裏 面)

- 注意
- ⑤及び⑩の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入してさしつかえありません。
 - ⑩の欄は、支給対象障害児の障害による年金の受給について、該当する文字を○で囲んでください。
なお、「障害による年金」とは、厚生年金保険の障害厚生年金又は障害年金、各種共済組合の障害共済年金又は障害年金、労働者災害補償保険の障害補償年金等をいいます。
 - この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。ただし、既に特別児童扶養手当の支給が行われている障害児の障害の程度が増進したことにより特別児童扶養手当の額の改定の請求を行うときは、(1)から(4)までの書類は添える必要ありません。
 - 支給対象障害児の戸籍の謄本又は抄本とその障害児の属する世帯全員の住民票の写し
 - 請求者が父又は母である場合であつて、請求者以外の父又は母も支給対象障害児を監護しているときは、その請求者が主としてその障害児の生計を維持していること、又は主としてその障害児を介護していることを明らかにすることができる書類
 - 請求者が父又は母であつて、支給対象障害児と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - 請求者が父母以外のである場合は、支給対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその障害児を養育していることを明らかにすることができる書類
 - 支給対象障害児についての医師又は歯科医師の診断書、次の傷病にあるときは、エックス線直接撮影写真
呼吸器系結核・肺炎そ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他
 - 特別児童扶養手当証書
 - この請求書についてわからないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。

様式第五号（第三条関係）

（表 面）

※※第 号			
※経 由 市区町村名		※市 区 町 村 受付年月日 令和 . . .	
※市区町村 提 出 第 . . . 号		※市区町村 再 提 出 第 . . . 号	
特 別 児 童 扶 養 手 当 額 改 定 届			
(ふりがな) 受給者の氏名		証 書 の 記号・番号	第 号
受給者の住所		個人番号	
支給対象障害児でなくなった障害児又は障害の程度が低下した支給対象障害児の氏名・生年月日		改定の理由	理由の発生した年月日
〔平成 年 月 日生〕 令和		イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ	令和 年 月 日
〔平成 年 月 日生〕 令和		イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ	令和 年 月 日
上記のとおり、特別児童扶養手当の額の改定について届け出ます。 令和 年 月 日 知事 氏 名 市長 殿			
改定年月	対象障害児数	証書作成・改訂	
※※ 年 月	(1級) 人 (2級) 人	令和 . . . 号 第 号	

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要があります。
せん、
◎字は楷書ではつきり書いてください。
(A列4番)

（裏 面）

- 注意
- 1 「改定の理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んでください。
- イ 受給者が支給対象障害児の父又は母である場合であつて、その父又は母に監護されなくなった。
- ロ 父及び母が支給対象障害児を監護している場合において、受給者である父又は母に主として生計を維持されることがなくなった、又は主として介護されなくなった。
- ハ 受給者が養育者(父母以外の者)である場合であつて、その養育者に養育(同居、監護、生計維持)されなくなった。
- ニ 死亡した。
- ホ 日本国内に住所を有しなくなった。
- ヘ 20歳に達した。
- ト 障害による年金を受けることができるようになった。
- チ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める程度の障害の状態に該当しなくなった。
- リ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める1級に該当する障害の状態から2級に該当する障害の状態に低下した。
- 2 この届には、特別児童扶養手当証書を添えて出して下さい。
- 3 すべての支給対象障害児が1のイからチまでのどれかに該当するようになったときは、手当を受ける資格がなくなりますので、手当資格喪失届を出して下さい。

様式第六号（第四関係）

※※整理番号 第 号		※※市区町村 受付年月日 令和 . .		※※市区町村提出 令和 . .	
特 別 厚 養 扶 養 手 当 所 得 状 況 届					
(令和 年分)					
①記号・番号 第 号		②氏名		③住所	
④個人番号		⑤受 給 者		⑥配 偶 者	
氏 名				⑦扶 養 義 務 者	
⑧個人番号					
⑨同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、○70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、○特定扶養親族の数、○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		人 人 人 人 (人)		人 人 人 人 (人)	
⑩⑨以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童		人		人	
⑪所得 額		円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	
⑫障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の数		人 円		人 円	
⑬特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数		人 円		人 円	
⑭障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生等の別		円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	
⑮		円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	
⑯社会保険料等相当額		円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	
⑰控 除 後 の 所 得 額		円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	
⑱本年8月1日における支給対象障害児の状況		障害児氏名		控 除 後 の 所 得 額	
		氏 名		氏 名	
		氏 名		氏 名	
		氏 名		氏 名	
		氏 名		氏 名	
		氏 名		氏 名	
上記のとおり、所得状況を届け出ます。 知 事 殿 氏名					
市 長 殿 氏名					
※※①～⑮欄の記載事項		⑯の欄及びその他の欄の記載事項			
上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 市区町村長					
※※ 所得制限額 以上・未満					

◎裏面の注意をよく読んで記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

(A列4番)

(裏面)

注意

- この届は、毎年8月12日から9月11日までの間に提出してください。この期間中に提出しないと手当の支払が差し止められることがあります。
なお、本年7月以降に認定請求書を出している方は、出す必要がありません。
- ⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- ⑨の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族(以下「扶養親族等」といいます。)の合計数を記入してください。
なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
(1) 受給者については、④に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、⑤に特定扶養親族の数を、⑥に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- ⑩の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- ⑪の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- ⑫及び⑬の欄は、扶養親族等について該当する人の数を記入してください。
- ⑭の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- ⑮の欄は、前年の所得について、地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。
- 本年1月2日以後現住所に転入された方は、⑯から⑳の欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて提出してください。
- この届について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第八号(第十条関係)

(表 面)

※※第 号	
※経 由 市区町村名	※市 区 町 村 受付年月日 令和 年 月 日
※市区町村 提 出 第 号 令和 年 月 日	※市区町村 再 提 出 令和 年 月 日 令和 年 月 日
特別児童扶養手当証書亡失届	
①(ふりがな) 氏 名	②証 書 の 記号・番号 第 号
③住所	④個人番号
⑤証書を失った日	
⑥証書を失ったときの事情	
上記のとおり、特別児童扶養手当証書を失ったので届け出ます。 令和 年 月 日 知事 殿 市長 氏名	
※※証書作成 令和 年 月 日	

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。

(A列4番)

(裏 面)

注意

- 1 証書の記号・番号がわからないときは、市役所、区役所又は町村役場で聞いて下さい。
- 2 証書を失ったときは、すぐ、この届書を作成し、住所地の市役所、区役所又は町村役場に提出して下さい。

様式第九号(第十一条関係)

(表 面)

※※第 号	
※経 由 市区町村名	※市 区 町 村 受付年月日 令和 . .
※市区町村 提 出 第 号 令和 年 月 日	※市区町村 再 提 出 令和 . . 号
特別児童扶養手当資格喪失届	
(ふりがな) 受給者の氏名	証 書 の 記号・番号 第 号
受給者の住所	個人番号
受給資格がなくなった理由	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ
理由が発生した日	令和 年 月 日
上記のとおり、特別児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 令和 年 月 日 知事 殿 市長 氏 名	
※※ 通知 令和 . . 第 号	

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。

(A列4番)

(裏面)

- 注意
- 1 「支給資格がなくなった理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んでください。
- イ 受給者が日本国内に住所を有しなくなった。
 - ロ 受給者が支給対象障害児の父又は母である場合であつて、支給対象障害児がその父又は母に監護されなくなった。
 - ハ 父及び母が支給対象障害児を監護している場合において、支給対象障害児が受給者である父又は母に主として生計を維持されることがなくなった、又は主として介護されなくなった。
 - ニ 受給者が養育者(父母以外の者)である場合であつて、支給対象障害児がその養育者に養育(同居、監護、生計維持)されなくなった。
 - ホ 支給対象障害児が死亡した。
 - ヘ 支給対象障害児が日本国内に住所を有しなくなった。
 - ト 支給対象障害児が20歳に達した。
 - チ 支給対象障害児が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める障害の状態に該当しなくなった。
 - リ 支給対象障害児が、障害による年金を受けることができるようになった。
- 2 この届けには、特別児童扶養手当証書を添えて出してください。
- 3 受給者が死亡したときは、この届けではなく、戸籍の届出をしなければならない人に、受給者の死亡の届書を出してもらうことになります。

様式第十号(第十三条関係)

様式第十号(第十三条関係)

(表 面)

※※第 号				
※経 由 市区町村名				
※市区町村 令和 年 月 日 受付年月日				
※市区町村 令和 年 月 日 提出 第 号				
※市区町村 令和 年 月 日 再提出 令和 年 月 日				
未支払特別児童扶養手当請求書				
① 死亡者	(ふりがな)氏 名	証 書 記号・番号	第 号	
	個人番号			
	住所	死亡した日	令和 年 月 日	
② 請求者である障害児	(ふりがな)氏 名	支払 希望 金融 機関	名称	口座番号
	個人番号			
			□公金受取口座を利用します	
	住所			
備考				
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、上記のとおり請求します。 令和 年 月 日				
知事 股 請求者氏名 市長				
※※ 資格喪失 令和 年 月 日 通 知 第 号		※※未支払手当 令和 年 月 日 支 給 通 知		

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要があります。
◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。

(裏 面)

- 注意
- 1 ②の欄の「支払希望金融機関」の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関をえら
んで、その正しい名称及び口座番号を記入して下さい。手当の受取口座として、国に事
前に登録した公金受取口座（※）を利用する場合は、「☐公金受取口座を利用します」の
チェックボックスにチェックしてください。
- なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は不要
です。
- （※）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による
登録に係る口座である公金受取口座をいいます。
- 2 請求者である障害児に代わって支払金融機関で未支払の手当を受けとる人があると
きは、備考欄にその人の氏名、住所及び請求者である障害児との続柄その他の関係を記
入して下さい。

様式第十一号（第十七条関係）

様式第十一号(第十七条関係)

(表 面)

第 号				
特別児童扶養手当認定通知書				
受給者氏名		受給者住所		
支 給 対 象 障 害 児 の 氏 名		(1級 2級)		(1級 2級)
		(1級 2級)		(1級 2級)
		(1級 2級)		(1級 2級)
支 給 対 象 障 害 児 数	(1級) 人 (2級) 人	支 給 手 当 月 額	円	
支 給 開 始 年 月	令和 年 月 分から	証 書 記 号 番 号	第 号	
備 考				
令和 年 月 日付けで請求のありました特別児童扶養手当については、上記 のとおり認定しましたので通知します。				
令和 年 月 日				
知事 (印) 市長 殿				

(裏 面)

注意

- 1 特別児童扶養手当認定通知書を受けた方の特別児童扶養手当は特別児童扶養手当証書に記載されている金融機関の口座への振り込み又は郵便局への送金により受けることになっています。
なお、特別児童扶養手当を郵便局への送金により受ける場合は、特別児童扶養手当送金通知書及び証書とともに、印鑑証明書、身分証明書、預貯金通帳等の正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を支払郵便局へ持参することにより受けることになっています。
- 2 この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 3 この処分取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県(政令指定都市の場合は市)を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。
なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

様式第十一号の二(第十七条関係)

様式第十一号の二(第十七条関係)

(表 面)

第 号			
特別児童扶養手当支給停止通知書			
受給資格者氏名		受給資格者住所	
支給停止の期間	令和 年 月から 令和 年 月まで	証 書 記号・番号	第 号
備 考			
あなたは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第6条、第7条、第8条)の規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。 令和 年 月 日 知事 (印) 市長 殿			

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

(A列4番)

(裏面)

- 注意
- 1 特別児童扶養手当所得状況届は毎年8月12日から9月11日までの間に出して下さい。この届を出さないで支給停止の期間の経過後も手当の支払がされません。
- なお、本年7月以降に認定請求書を出している方又は支給停止の事由が継続している方は、本年の所得状況届は出す必要がありません。
- 2 支給停止中の期間内に、あなた又はあなたの配偶者、扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹など)で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財その他の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。
- 3 この支給停止に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 4 この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県(政令指定都市の場合は市)を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。
- なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

様式第十二号(第十八条関係)

様式第十二号(第十八条関係)

第 号	
特別児童扶養手当認定請求却下通知書	
氏 名	
住 所	
却 下 し た 理 由	
令和 年 月 日付けで特別児童扶養手当の認定の請求がありました。上記のとおり却下しましたので通知します。 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県(政令指定都市の場合は市)を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。 なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。 令和 年 月 日 知事 印 市長 殿	

(A列4番)

様式第十三号(第十九条関係)

(表 面)

第 号				
特別児童扶養手当額改定通知書				
受給者氏名	住所	証 書 記号・番号	第 号	
新たに対象となる障害児名	(1)		(2)	
改定前 手当月額	支給対象 障害児数	(1級) 人 (2級) 人	改定後 支給対象 障害児数	(1級) 人 (2級) 人
	円		円	
改定年月	令和 年 月分から			
備考				
上記のとおり、特別児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。				
令和 年 月 日				
知事 印 市長				
殿				

(A列4番)

注意

- 1 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 2 この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県(政令指定都市の場合は市)を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。
- なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

様式第十四号(第十九条関係)

第 号				
特別児童扶養手当額改定請求却下通知書				
請求者氏名		証 書 記号・番号	第 号	
請求者住所				
却下した理由				
令和 年 月 日付けで特別児童扶養手当の額の改定請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。				
これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。				
なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。				
また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県(政令指定都市の場合は市)を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。				
なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。				
令和 年 月 日				
知事 印 市長				
殿				

(A列4番)

様式第十五号(第二十四条関係)

第 号			
特別児童扶養手当資格喪失通知書			
氏 名		証 記 号・番 号	第 号
住 所			
受給資格がなくなった理由			
受給資格がなくなった日	令和 年 月 日		
上記のとおり、受給者は特別児童扶養手当の受給資格がなくなりましたので通知します。 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から 起算して6か月以内に、都道府県(政令指定都市の場合は市)を被告として(訴訟におい て都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長とな ります。)、提起することができます。 なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。 令和 年 月 日 知事 印 市長 殿			

(A列4番)

様式第十六号(第三十条関係)

第 号			
督 促 状			
令和 年度	厚 生 労 働 省 所 管		一 般 会 計
昭和 平成 令和 年 月分 令和 年 月分まで	特別児童扶養手当返納金		円
指定期限 令和 年 月 日限り 納付場所 上記のとおり納付して下さい。 指定期限までに完納されないときは、納期限(令和 年 月 日)の翌日から、法律に定める金額の延滞金を加算して徴収します。 指定期限を過ぎても完納されないときは、財産差押えの処分をすることがあります。 令和 年 月 日 歳入徴収官の官職氏名 (印)			

用紙の大きさは、はがき大とすること。

様式第十七号（第三十一条関係）

（表面）

特別児童扶養手当受給資格調査員証

第 号

官 職
又は職名

氏 名

生年月日

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条に定める当該職員であることを証する。

年 月 日交付
年 月 日限り有効

都 道 府 県 知 事
政令指定都市市長

印

写 真

（裏面）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（抄）

（支給の制限）

第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

1 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。

2 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

3 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。

（調査）

第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

3 前2項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注意

1 この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要になったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。